

○東京工業大学学術国際情報センター計算機システム運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学学術国際情報センター規則（平成16年規則第78号）第21条の規定に基づき、東京工業大学学術国際情報センター（以下「センター」という。）の計算機システムの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「センター長」とは、学術国際情報センター長をいう。

2 この規定において「計算機システム」とは、センターが管理する計算機システムをいう。

(運用)

第3条 計算機システムの具体的な運用については、センターが行い、情報化統括責任者の指示によりセンター長が統括する。

(事務)

第4条 計算機システムの運用に関する事務は、学術情報部情報基盤課において処理する。

(利用)

第5条 計算機システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、計算機システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。